

業 務 改 善 命 令

処分日：令和5年8月8日

業者名（氏名）・ 登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
サン （青木 久雄） 東京都知事（1）第31928号 令和4年10月31日	東京都江戸川区鹿骨六丁目 4番19号1F	・貸付条件の広告等義務違反 （※） ・貸付条件等の掲示義務違反 ・証明書の携帯等義務違反

1 業務改善の内容

資金需要者等の利益の保護を図るため、処分理由（違反事項）と同種事案の再発防止に関し、次に掲げる事項について必要な措置を講じ態勢の整備を図ること。

- ・ 貸付条件の広告を行う際は、貸付けの利率、返済の方式並びに返済期間及び返済回数等、法令で定める事項を表示すること。
- ・ 営業所の顧客の見やすい場所に、貸付けの利率、返済の方式並びに返済期間及び返済回数、当該営業所に置かれる貸金業務取扱主任者の氏名等、法令で定める事項を掲示すること。
- ・ 貸金業の従業者は、その従業者であることを証する法令で定める証明書を携帯すること。
- ・ 法令で定めるところにより、営業所に、従業者名簿を備え、法令で定める事項を記載し、これを保存すること。

【参考】

（※）貸付条件の広告等義務違反

当該貸金業者は、チラシのポスティングによる広告を行った際、法令で義務付けられている貸付条件等の表示に関する事項のうち、「貸付けの利率、返済の方式並びに返済期間及び返済回数」を当該チラシに記載していませんでした。

貸金業対策課に寄せられる苦情・相談が、業者の行政処分のきっかけになっています。
おかしいな、変だなと思ったら、貸金業対策課にご相談ください。

東京都知事登録の貸金業者に関する苦情・相談

電話：03-5320-4775（貸金業対策課）

時間：午前9時から午後5時まで

（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）

都知事登録の貸金業者と都に寄せられたヤミ金融の一覧は以下のHPで確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/>